

小牧市コミュニティ・スクール導入検討委員会設置要綱

平成 29 年 9 月 28 日  
29 小教学第 1007 号

(設置)

第 1 条 地域とともにある学校づくりを目指し、かつ、小牧市の特性を活かしたコミュニティ・スクール（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 6 第 1 項に規定する学校運営協議会を置く学校をいう。以下同じ。）の制度方針に関して地域住民等の意見を聴くため、小牧市コミュニティ・スクール導入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、コミュニティ・スクールの制度方針及び導入に関する事項について検討し、意見を述べる。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小牧市立小学校及び小牧市立中学校の児童生徒の保護者
- (3) 地域住民
- (4) 小牧市立小学校の校長及び教頭
- (5) 小牧市立中学校の校長及び教頭
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う

